

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

改正障害者差別解消法「国土交通省対応指針」の改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 概 要 (1)改正障害者差別解消法（令和6年4月1日施行）では、事業者に対して、不当な差別的取扱いの禁止ほかに、合理的配慮の提供が義務付けられることになった。
(2)国土交通省では、所管する事業者（宅建業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者等。）が具体的な取組みを適切に行えるよう対応指針の改正を行った。
(3)対応指針では、不当な差別的取扱いにあたりと想定される事例、合理的配慮の提供事例、合理的配慮の提供義務違反に該当する・該当しないと考えられる事例などが記載されている。
2. 施 行 日 令和6年4月1日
3. 通知等資料 障害者差別解消法の改正に伴う改正国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の周知について（依頼）（令和5年11月13日 国不動第82号）
 - (1)（別紙1）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要
 - (2)（別紙2）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針概要
 - (3)（別紙3）国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（不動産業関係）
 - (4)（別添）改正障害者差別解消法の施行に向けた関係者への周知について（依頼）令和5年11月7日 国総バ第102号）※資料(3)と(4)は全住協HPにも掲載。
4. 参 考 H P (1)障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府HP）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#cao_taiou
(2)事業者向け対応指針（国交省HP）
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000359.html
5. 問 合 せ 先 （一社）全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

不動産業関連団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

(公 印 省 略)

障害者差別解消法の改正に伴う改正国土交通省所管事業における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の周知について（依頼）

日頃より国土交通省行政の推進に格別の御配慮、御協力をいただき、御礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が令和3年6月に公布され、令和6年4月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）についても、令和5年3月に改正されました。

国土交通省では、本基本方針の改定を踏まえ、障害者差別解消法の規定に基づき主務大臣が策定する事業者向けの対応指針（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）」）につきまして、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり対応指針の改正を行い、令和5年11月2日に公表いたしました。

今般、当省総合政策局バリアフリー政策課長より、当部局の関係団体・関係事業者等に対し、改正内容の周知と併せて、法の趣旨や基本方針、対応指針について改めて周知するとともに、法の目的を踏まえた障害者対応が適切に行われるよう、更なる普及・啓発の取組を行うよう依頼（別添）があったところです。

つきましては、貴職におかれましても、改正対応指針を踏まえ適切に御対応にいただきたく、貴団体加盟の会員に対し、更なる普及・啓発の取組を行っていただきますよう御願います。

なお、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト（<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>）において、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にさせていただきますよう御願います。

以上

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） 概要

※ 現行の基本方針（H27.2.24閣議決定）からの変更点は赤字部分

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向

法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象*

※ 雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由[※]なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止

※ 客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合

- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの（例） 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※ 地方公共団体等は努力義務）
- 2 対応要領（記載事項） 不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。
- 2 対応指針（記載事項） 不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に関する「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。
- 2 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のある子ども等への留意。
- 3 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供
- 4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等